

—資料編—

3. 函館市重要文化財旧函館区公会堂条例
及び同条例施行規則

○函館市重要文化財旧函館区公会堂条例

昭和 58 年 3 月 18 日条例第 10 号

改正

昭和 61 年 12 月 26 日条例第 61 号

平成元年 3 月 31 日条例第 18 号

平成元年 10 月 6 日条例第 28 号

平成 4 年 12 月 17 日条例第 47 号

平成 5 年 12 月 22 日条例第 54 号

平成 15 年 7 月 17 日条例第 29 号

平成 17 年 9 月 29 日条例第 80 号

平成 19 年 3 月 22 日条例第 20 号

平成 22 年 3 月 26 日条例第 14 号

函館市重要文化財旧函館区公会堂条例

(設置)

第 1 条 この条例は、函館市重要文化財旧函館区公会堂の設置および管理について必要な事項を定め、重要文化財旧函館区公会堂を保存し、およびその文化的活用を図るものとする。

(名称および位置)

第 2 条 名称および位置は、次のとおりとする。

名称 函館市重要文化財旧函館区公会堂

位置 函館市元町 11 番 13 号

(保存)

第 3 条 函館市重要文化財旧函館区公会堂(以下「旧函館区公会堂」という。)の管理に当たっては、その建物の有する歴史的文化的価値にかんがみ、その保存が適切に行われるよう努めなければならない。

(公開)

第 4 条 旧函館区公会堂は、公衆の観覧に供し、および文化的事業を行い公開する。

(開館時間および休館日)

第 5 条 旧函館区公会堂の開館時間および休館日は、函館市教育委員会規則で定める。

(入館の制限)

第 6 条 函館市教育委員会(以下「委員会」という。)は、旧函館区公会堂へ入館しようとする者または入館した者が次の各号の一に該当するときは、入館を拒否し、または退館させることができる。

(1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2) 建物、展示物等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他旧函館区公会堂の管理上支障があると認められるとき。

(入館料)

第 7 条 旧函館区公会堂に入館しようとする者は、あらかじめ、別表に掲げる入館料を納めなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、後納することができる。

(入館料の不還付)

第 8 条 既納の入館料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、還付することができる。

(損害賠償の義務)

第 9 条 旧函館区公会堂へ入館した者は、建物、展示物等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、委員会の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第 10 条 旧函館区公会堂の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 旧函館区公会堂の入館者に関すること。

(2) 旧函館区公会堂の維持管理に関すること。

(3) その他委員会が定める業務

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第6条の規定の適用については、同条中「函館市教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは、「指定管理者」とする。

（規則への委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、函館市教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例の施行期日は、函館市教育委員会規則で定める。（昭和58年教育委員会規則第4号で、昭和58年4月27日から施行）

2 函館市公会堂条例（昭和32年函館市条例第26号）は、廃止する。

3 重要な公の施設の措置に関する条例（昭和39年函館市条例第8号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（昭和61年12月26日条例第61号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日条例第18号抄）

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年10月6日条例第28号）

この条例の施行期日は、函館市教育委員会規則で定める。（平成元年教育委員会規則第5号で、平成元年11月3日から施行）

附 則（平成4年12月17日条例第47号）

この条例の施行期日は、函館市教育委員会規則で定める。（平成5年教育委員会規則第17号で、平成5年4月1日から施行）

附 則（平成5年12月22日条例第54号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成15年7月17日条例第29号）

この条例は、平成15年8月23日から施行する。

附 則（平成17年9月29日条例第80号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日条例第20号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日条例第14号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表

区分	入館料	
	個人	20人以上の団体
一般	300円 250円 240円 210円	1人につき 240円
学生・生徒・児童	150円 125円 120円 105円	1人につき 120円
摘要	次に掲げる者は、無料とする。 (1) 小学校就学前の者 (2) 市の区域内の学校に在学する学生、生徒または児童で教員等に引率されたもの (3) 前号に掲げる学生、生徒または児童を引率する教員等 (4) その他市長が特に認める者	

備考 かつこ内の金額は、旧函館区公会堂および次の各号に掲げる金額の区分に応じ、当該各号に定める施設に入館することができる委員会が別に定める共通入館券により入館しようとする場合の額とする。

- (1) 上段に掲げる金額 函館市旧イギリス領事館(開港記念館)・函館市北方民族資料館または函館市文学館
- (2) 中段に掲げる金額 函館市旧イギリス領事館(開港記念館)・函館市北方民族資料館および函館市文学館のうちいずれか2館
- (3) 下段に掲げる金額 函館市旧イギリス領事館(開港記念館)・函館市北方民族資料館および函館市文学館

○函館市重要文化財旧函館区公会堂条例施行規則

昭和 58 年 3 月 29 日教育委員会規則第 5 号

改正

昭和 61 年 4 月 1 日教育委員会規則第 3 号

昭和 62 年 3 月 31 日教育委員会規則第 6 号

昭和 63 年 3 月 31 日教育委員会規則第 3 号

平成元年 3 月 31 日教育委員会規則第 20 号

平成元年 10 月 19 日教育委員会規則第 7 号

函館市重要文化財旧函館区公会堂条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、函館市重要文化財旧函館区公会堂条例（昭和 58 年函館市条例第 10 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公開時間および休館日)

第 2 条 函館市重要文化財旧函館区公会堂（以下「旧函館区公会堂」という。）の公開時間は、次のとおりとする。ただし、函館市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、変更することができる。

(1) 4 月 1 日から 10 月 31 日まで 午前 9 時から午後 7 時まで

(2) 11 月 1 日から 3 月 31 日まで 午前 9 時から午後 5 時まで

2 旧函館区公会堂の休館日は、1 月 1 日から 1 月 3 日までの日および 12 月 31 日とする。ただし、委員会が必要と認めるときは、臨時に休館し、または休館日において臨時に開館することができる。

(入館券)

第 3 条 条例第 7 条に規定する入館料を納めた者に対しては、発行日当日限り有効の入館券（共通入館券については、有効期限を定めない。）を交付する。

(入館者の遵守事項)

第 4 条 旧函館区公会堂へ入館した者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 飲食し、または火気（喫煙を含む。）を使用しないこと。

(2) 物品の販売または寄附の要請その他これらに類する行為をしないこと。

(3) 旧函館区公会堂の清潔を保つこと。

(4) 前 3 号のほか、旧函館区公会堂の係員の指示に従うこと。

(教育長への委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和 58 年 4 月 27 日から施行する。

附 則 (昭和 61 年 4 月 1 日教委規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 3 月 31 日教委規則第 6 号)

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 63 年 3 月 31 日教委規則第 3 号)

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 31 日教委規則第 20 号）
この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 10 月 19 日教委規則第 7 号）
この規則は、平成元年 11 月 3 日から施行する。